

会員制クラブ・葉山カレッジ 会員規約

第1条【会員規約】

本規約は、会員制クラブ・葉山カレッジ（以下「当クラブ」）に適用されます。

第2条【本規約の範囲】

当クラブが本規約の他に、別途定めるその他の諸規定は本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾するものとします。又、諸規定と本規約の定めが異なる場合は、当該諸規定が優先的に適用されるものとします。尚、本規約はメンバー（正規会員）に適用されると共に、ビジター（準会員）にも適用されます。

第3条【目的】

当クラブは、会員制クラブとして、会員のライフスタイルの向上と相互の高めあいを目的とし、会員には、会員間の交流をはかる目的でこれを利用して頂きます。

第4条【会員資格】

当クラブでは、入会時において以下の条件が定められております。

1. 社会的信用の有る身元確かな方。
2. 規約に沿った誠実な会員活動をして頂ける方。
3. 当クラブやその他において、公序良俗に反する問題行為等をされた事のない方。
4. 外国人の方は、日常会話程度の日本語力をお持ちの方。

第5条【会員の種類】

1. ビジター（準会員）

・社会的信用を有する方で、現会員様からのご紹介・ご推薦書をお持ちの方。当クラブ審査基準による。

2. メンバー（正規会員）

・社会的信用を有する方で、現会員様からのご紹介・ご推薦書をお持ちで、当クラブ理事会の承認を得られた方。当クラブ審査基準による。

第6条【入会方法】

入会希望者は、本規約を遵守することを誓約後、当クラブへ入会申込書を提出するものとします。当クラブは、入会申込書をもとに審査を行います。審査後、通過者へは申込書に記載された連絡先に報告するものとします。この報告が入会希望者に到達した時点で、申込者は当クラブの会員として承認されます。尚、審査結果の理由及び異議の申し立てにはご対応致しかねます。

第7条【入会の取り消し】

当クラブは、入会申込み者が以下のいずれかに該当する場合、会員期間中であっても入会を取消すことが出来るものとします。

1. 入会資格規定、その他により、当クラブが会員とすることを不適当と判断した場合。
2. 入会申込内容に虚偽のあることが判明した場合。

第8条【退会】

会員は、退会を希望する場合、原則的に本人が退会届を提出するものとします。当クラブにて退会手続き完了後、正規ご退会となります。

第9条【強制退会】

会員が以下の事由のいずれかに該当した場合や、当社より一定の期限を定めた改善通知、若しくは催告を受けたにも関わらずその事由が改善されない場合、当クラブは当該会員への事前の通知、承諾なく、直ちに退会させることが出来るものとします。その際、当クラブは当該会員情報を速やかに削除するものとします。

1. 会員規約に違反する行為をした場合。
2. 会員が実在しない場合。
3. 会員が死亡した場合。
4. 入会申込時に登録されたデータ全部、又は一部に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのある場合。
5. 第6条に定める会員資格に該当しない場合。
6. 届け出住所の変更を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となった場合。
7. 当クラブの運営上、支障をきたすと判断した場合。
8. その他、会員として相応しくないと当クラブが判断した場合。

第10条【会員データの守秘義務】

当クラブは、会員や会員以外の第三者に対し、個人情報、提出書類、その他利用に係る情報を開示及び漏洩しないものとし、証明書類等は当クラブの限られたスタッフのみが閲覧可能な体制をとるものとします。但し、以下の場合においては情報を開示出来るものとします。

1. 会員の同意を得た上で開示する場合。
2. 裁判所の命令、法令に基づく強制的な処分、その他、裁判所及び行政の判断に従い開示する場合。
3. 当クラブの上、新たな開発、その他業務に利用する目的において、会員個人を特定出来ない形に加工した統計資料等を作成し開示する場合。

第11条【本規約の変更】

当クラブは、所定の方法にて会員へ通知することにより、会員の了承を得ることなく本規約を変更、追加、廃止する事が出来るものとします。変更後の規約につきましては、当クラブが別途定める特別な場合を除いて、所定の方法にて会員へ通知した時点より効力を発揮するものとします。

第12条【中断及び中止】

当クラブは、火災、停電、電力制限、地震、津波、噴火、洪水、台風、雪害、高潮、戦争、動乱、暴動、騒乱、その他当クラブの責に帰さない事由によりクラブの運営が不可能となった場合、当クラブを一時的に中断、若しくは恒久的に中止する場合があります。この際、原則として事前に告知する

ものとしませんが、運営上やむを得ずサービスを中断する場合には、告知なくして一時的に停止することがあります。これにより会員又は他者に損害が発生した場合、当クラブは一切の責任を負わないものとしします。

第13条【損害賠償】

当クラブは、会員が本規約に違反する行為を行った場合や、不正、或いは違法な行為により当クラブに損害を与えた場合、当該会員に対して相応の損害賠償請求を行えるものとしします。当クラブは、天災地変等の当クラブの責に帰さない事由により生じた損害、当クラブの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害も含め、当クラブの利用により発生した会員及び第三者の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、当クラブは損害賠償の義務はないものとしします。

第14条【免責事項】

当クラブは、理由の如何を問わず、以下の事項に関して責任を負わないものとしします。

1. 当クラブを通じて提供される情報に関し、その完全性、正確性、適用性、有用性において、一切の責任や保証を負わないものとしします。
2. 会員と他の会員、或いは第三者との間で紛争が生じた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当クラブに損害を与えないものとしします。
3. 当クラブ利用に起因して生じた会員間又は第三者との紛争、交流・交際におけるトラブル、その他個人的な問題が発生した場合、当クラブは一切関知しないものとしします。

第15条【管轄裁判所】

当クラブと会員との間で訴訟を提起する必要がある場合は、当クラブ所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所としします。

第16条【準拠法】

この会員規約に関する準拠法は、日本法としします。

第17条【附則項目の追加】

当クラブは、本規約に対し、必要に応じて自由に附則項目を追加する事が出来るものとしします。

第18条【附則】

本規約は、平成24年6月1日より施行されます。